

関東地方大気環境対策推進連絡会における調査・検討会議の設置について

1 現状・課題

- 関東地方大気環境対策推進連絡会設置運営要綱（21 関大第 1 号。以下「要綱」という。）第 2 の規定において、連絡会の事業を次のとおり定義
 - ・大気環境の汚染防止等に係る情報交換、調査研究及び対策等に関するもの
 - ・事業について、検討、協議を行う調査・検討会議を置くことができる
- PM2.5 については、平成 20 年度より調査・検討を開始しているが、要綱第 2 で定める調査・検討会議の設置手続きはとられていない。
 - ※ 酸性雨調査会議、浮遊粒子状物質調査会議については、2003 年度に設置

2 対応（案）

- PM2.5 について、調査・検討会議の設置及び共同調査機関の指定に向けた調整を開始
- 本年第二回の微小粒子状物質調査会議における各縣市行政機関及び研究機関からのアンケート結果を踏まえ、オキシダントについても同様に調整
 - ・オキシダントに関する対応については、12 自治体より賛意の意向
- 調査・検討会議の設置及び共同機関の指定に関する具体的内容については、別紙参照

3 今後の予定

- 会議終了後、上記対応（案）について各縣市へ意向を確認し、第 4 回会議において本会議としての意思を確認

PM2.5 及び光化学オキシダントに係る調査・検討会議の設置方法

案1 同一の会議体として設置（事務局案）

会議名	微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議
事務局	1自治体（これまでの微小粒子状物質事務局の順番を継承）
開催回数	年4回開催
成果物	報告書・会議資料（非公表）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで開催してきた微小粒子状物質会議において、PM2.5・光化学オキシダントに係る調査検討を実施 ※ 会議における光化学オキシダントの取扱いについては、調査の進捗に応じて設定 ・PM2.5と光化学オキシダントは生成要因が類似しており、並行して議論できることは有用 ※ 過去のPM2.5に関する報告書においても、光化学オキシダントの常時監視データを活用

案2 個別の会議体として設置

会議名	微小粒子状物質調査会議	光化学オキシダント調査会議
事務局	自治体①（これまでの事務局の順番を継承）	自治体②（会議へ参画する自治体から選任）
開催回数	年4回開催	未定（微小粒子状物質調査会議と同日に開催）
成果物	報告書	会議資料（非公表）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントに関する会議体を新たに設置し、調査検討を実施 ・参画自治体については、各自治体の意向を踏まえて毎年度設定し、事務局もその中から選任 	